

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第 1 2 条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

三頭・野田ノ井トンネル防災設備点検基準

徳島県 西部総合県民局 県土整備部 美馬庁舎
香川県 中讃土木事務所

三頭トンネル防災設備点検整備

仕 様 書

1. 点検整備の目的と考え方

三頭トンネル防災設備については、整備を長期にわたり安全かつ確実な運用を確保することにある。しかしながら、対象となる設備の規模や内容、さらには設置条件(屋外・屋内・固定形・移動形)等によって要求される信頼性の水準が異なるため、点検にあたっては、これらの諸条件を考慮した適正な点検基準(点検項目点検周期等)が、適正されるべきである。

2. 点検基準(点検項目・点検周期)について

点検項目については、専用の測定器を使用して装置全体もしくは、システム全体としての性能や動作状況を把握するために、必要最小限もしくは、システムの停止を行って実施し、品質の劣化不具合等、変化の程度を定量的に取得できる項目とする。(点検内容・項目は別紙の通り)
点検周期については、技術の進歩・機器のデジタル化及び運用形態の変形に伴い、機器本体の信頼性は向上しているのが現状であるが、一方ではシステムやネットワークの高度化により設備の重要性は年々高まっており、このような環境の中で設備の故障は致命的となる。したがって、内的要因(熱劣化・可動部分の劣化等)や外敵要因(設定場所や環境状況の変化等による劣化)による電氣的・機械的な摩耗や変化は不可避であるため、長期にわたり安定に運用を確保するためにも12ヶ月点検とする。

3. 提出資料

点検の実施に当たり、請負者は事前に点検員・作業日程・作業内容等を取りまとめ主任監督員に提出すること。また、関係機関への連絡または、申請者の提出は請負者が行うこと。

4. その他

この仕様書に定めのない項目等については、発注者と請負者が協議して定めることにする。

点検内訳数量表

設備名	機器名称	数量	単位	備考
防災設備 (電気)	防災盤	1	面	徳島側電気室内
	制御装置	2	面	香川側1面、徳島側1面
	警報表示板	2	面	香川側1面、徳島側1面
	補助警報表示板	2	面	三頭トンネル徳島側明かり部
	トンネル内警報表示板	6	面	三頭トンネル内非常駐車帯部
	注意標識	2	面	三頭トンネル坑内出口付近
	押ボタン式通報装置	57	台	三頭トンネル(53台) 野田ノ井トンネル(4台)
	非常電話機	29	台	三頭トンネル内
	出口誘導表示板	23	枚	三頭トンネル内
	非常電話案内板	77	枚	三頭トンネル内
	通報装置説明板	55	枚	三頭トンネル(53枚) 野田ノ井トンネル(2枚)
消火栓設備	消火栓	53	台	三頭トンネル内
	給水栓・送水口	15	面	三頭トンネル内・坑外
	消火ポンプ	1	面	徳島側ポンプ室内
	自動給水装置	1	面	徳島側ポンプ室内
	消火ポンプ制御盤	1	面	徳島側ポンプ室内
	取水ポンプ制御盤	1	面	香川側電気室敷地内
	主水槽・水位電極棒	1	式	徳島側電気室敷地内
	取水槽・水位電極棒	1	式	香川側電気室敷地内
遠方監視制御設備	受信制御機	2	面	西部総合県民局美馬庁舎 中讃土木事務所
	監視盤	3	台	西部総合県民局美馬庁舎 中讃土木事務所 まんのう町役場
	モニタ盤	5	台	美馬警察署つるぎ庁舎 琴平警察署 美馬市消防本部 仲多度南部消防組合消防本部 まんのう町役場

1. 防災盤

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。 ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。	各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		通話試験	制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

2. 制御装置(2面)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。 ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。 送信レベル-15dBm~0dBm 受信レベル-35dBm~0dBm	レベル計	伝送路上で、送受信信号の運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、不足の場合は補水する。			
		蓄電池の比重及び液温を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。	比重計 温度計		
5	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。	各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。		
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。		
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。		
		通話試験	制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。		
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

3. 警報表示板(2面)、補助警報表示板(2面)、トンネル内警報表示板(6面)、注意標識(2面)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		表示部の素子切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		ドライバーが表示情報を視認できるか、樹木及び障害物の確認を行う。	
3	動作試験	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
6	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	

4. 押ボタン式通報装置(57台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	絶縁試験	接続ケーブルの絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。	絶縁抵抗計	回路毎に一括で測定し、基準値以外であれば、別途修理をする。	
4	動作試験	押ボタンスイッチを操作し、制御装置へ警報動作信号の送出と位置表示灯の点灯動作等が正常に行われること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
5	消火器の点検	消火器本体、安全性、ホース等の外観を点検する。		災害発生時に、正常に機能できるようにしておく。	
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

5. 非常電話機(29台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

6. 出口誘導表示板(23枚)、非常電話案内板(77枚)、通報装置説明板(55枚)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	板の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

7. 消火栓(53台)、給水栓・送水口(15台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	放水点検	消火栓弁・ポンプ起動スイッチの操作により、ノズルから放水されることを確認する。		各機能の動作を確認することで、運用時正常動作を確保する。	消火栓～防災盤～消火ポンプ盤連動で実施
2	自動排出弁点検	上記の点検中に、自動排出弁の機能を点検する。			
3	保守電話機能点検	各消火栓～消火ポンプ盤間で保守電話機能を点検する。	出会試験器		
4	水漏れ等の異常がないか	各弁類、パッキン類から水漏れ等の異常がないか点検する。			
5	前傾扉・ホース・リールの状態点検	前傾扉の開閉はスムーズか。		災害発生時に、正常に機能できるようにしておく。	
		ホース・リール等損傷無く、スムーズに操作できるか。			
6	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

8. 消火ポンプ(1台)、自動給水装置(1台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	圧力保持状態点検	圧力低下時の自動給水装置の自動運転を確認する。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
2	ポンプ制御点検	ポンプ制御盤によるポンプ起動・停止等の制御ができること。			
3	ポンプ連動点検	防災盤からの信号によりポンプ起動・停止等の制御ができること。			
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

9. 消火ポンプ制御盤(1面)、取水ポンプ制御盤(1面)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	盤面の表示	盤面の表示灯類、計器類の表示は正常か確認する。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
2	開閉器類の点検	各開閉器類は定位置か点検する。			
3	保守電話機能点検	各消火栓～消火ポンプ盤間で保守電話機能を点検する。			
4	盤間連動確認	消火ポンプ制御盤～取水ポンプ制御盤～井戸ポンプ間で正常に連動が行われるか確認する。			
5	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
6	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

10. 主水槽・取水槽・水位電極(1式)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	水位確認	各貯水槽の水位が規定値であることを確認する。		各項目を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
2	水の汚濁状態	水の汚濁状態を確認する。			

11. 受信制御機(2面)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。 ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	送受信信号出力測定	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。 送信レベル-15dBm~0dBm 受信レベル-35dBm~0dBm	レベル計	伝送路上で、送受信信号の運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であることを。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
		蓄電池の液面を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、不足の場合は補水する。			
		蓄電池の比重及び液温を各セル毎に点検し、適正值にあること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。	比重計 温度計		
5	動作試験	機側操作 制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		警報制御 押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。			
		停電動作 交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。			
		通話試験 制御装置と受信制御機間及び副受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。			
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

12. 監視盤(3面)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示状態が正常であることを確認する。		運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	警報動作試験	受信制御機経由で監視表示等が正常に行われること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
4	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
5	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

13. モニタ盤(5台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	正常であることを確認する。		運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	回線電流測定	受信電流を測定し、基準値以内であること。			
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、標準値以内であること。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる	
5	動作試験	警報制御	押ボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。
		試験中	調整中(橙色モニター点灯)ブザー無し		
		回線断	回線断(橙色モニター点灯)異常ブザー鳴動		
		停電動作	交流入力強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
		据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

三頭トンネル付属施設定期点検仕様書

(気象観測設備・融雪設備・気象処理架・~~道路情報板設備~~)

1. 定期点検の目的

三頭トンネル付属施設の機能を最良の状態に維持するため、次に示す設備について定期点検を実施する。

付	属	施	設	点検項目(案)
気象観測設備	・野田ノ井気象観測局 ・三頭気象観測局	路面凍結検知装置 通風式気温計 気象観測装置 降雪検知器		電源電圧測定 回線電流測定 清掃 単体機能試験
気象表示板設備	・野田ノ井 ・猿坂	気象表示板 通風式気温計		電源電圧測定 内部点検 清掃
融雪設備	・融雪ポンプ盤			電源電圧測定 連動機能動作確認 内部点検
気象処理架 (徳島西部総合 県民局美馬庁舎)	・気象処理架	気象処理架 プリンター		電源電圧測定 回線電流測定 内部点検 ランプテスト 清掃 プリンター動作確認
道路情報板設備	情報板 (野田ノ井、狙坂上、狙坂下、猿坂、天神、喜来市) 主制御装置 (徳島西部総合県民局美馬庁舎)			情報板連動動作確認 (凍結、降雪、防災) 電源電圧測定 動作試験 外観・内観点検 ファン動作確認 清掃

2. 定期点検の項目

定期点検の実施にあたっては、各機器の完成図書に示された保守点検項目その他必要な項目について点検基準を設けるものとする。

3. 点検の期間

防災に係る施設については、すみやかに実施すること、また凍結、降雪に係る設備については、凍結シーズン前に実施することとする。

4. 実施計画書の作成

業務の実施にあたっては、事前に保守点検項目及び点検基準を記載した実施計画書を作成し提出するものとする。